



とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 TEL (0166) 84-2111

第1回定例会開催



当麻小学校・宇園別小学校入学式（4月5日）

今号の目次

町政を問う(一般質問)	P 2
議案の審議	P10
平成24年度予算審査	P14
第1回臨時会	P19
議会のうごき	P21
委員会活動	P22
議案審議の結果	P23



平成24年 第1回定例会

平成24年第1回定例町議会は、3月2日に招集され、18日間の会期で開かれました。

初日は、町長の行政報告、平成24年度町政執行方針と教育長による教育行政執行方針につづき、固定資産評価審査委員会委員の選任、過疎地域自立促進市町村計画の変更、条例の制定及び一部改正15件（うち2件付託）、財産の処分、指定管理者の指定、規約の変更、補正予算3件の計23件が審議されました。

なお、平成24年度当麻町一般会計予算ほか5特別会計及び水道事業会計予算については、予算審査特別委員会を設置し付託審査しました。

2日目（12日）は、議員が一般質問を行いました。

最終日（19日）は、総務文教常任委員会から条例の付託審査結果報告、12日より開催された予算審査特別委員会の審査結果報告、副町長の選任などを審議しました。

なお、今号では第1回臨時会（3月28日開催）についてもお知らせします。

〔議案審議結果は23ページをご覧ください〕

●
ここが聞きたい

町政を問う

第1回定例会において、山下、成田、福山、澤田、加藤の5議員が一般質問を行い、町長と教育長の考えを尋ねました。

（要旨にて掲載）

A & Q



問

① 高齢者福祉の充実は

② 空き家条例の制定は

答

① 見守り活動も兼ねた対策を

② 今後検討する

高齢者福祉・空き家対策



山 下 議 員

問

① 町長は、1月末に報道関係者からの取材の中で

「買い物に不便を感じているお年寄りが増えているので、買い物支援サービス・宅配事業をできれば1年以内に実施したい。また、認知症の高齢者の見守りサービスの体制づくりも早急に整備していきたい」と述べられています。

このことについて、新年度においてどのように進めていかれるのか、具体的な考えを伺います。

② 次に、この冬は近年にない豪雪の影響により石狩や空知管内、旭川市内等においても空き家や老朽化した建物の倒壊が相次いでいます。なかには建物が倒壊してしまい、所有者がすでに亡くなっており親族が解体費用を支払う状況も発生しています。

秋田県大仙市では、倒壊建物の危険回避や景観の保持などを理由に、行政代執行による撤去ができる「空き家条例」を制定しており、解体費用を建物所有者または土地所有者に請求できる条例が整備されています。

本町においては、何十年も空き家になり居住できない老朽化した住宅や廃業による建物放置が見られます。

また、農村地域でも離農者所有

の老朽化した住宅や納屋などの空き家が、今後増えることが予想されます。

別な視点として、離農者所有の空き家はアライグマやキツネなどがぐらとして利用することも多く、環境に与える影響も心配されておりです。

今後、放置された空き家の倒壊は多発することが予想されることから、条例を制定し町民の倒壊建物からの危険回避や景観の保持などを重視し、町内において放置空き家等が増加する前に、行政代執行できる条例を制定しておくことが重要と考えますが町長の考えを伺います。



菊 川 町 長

答

① ご質問の1点目、買い物に不便を感じている高齢者への施策であります。本町におきましても喫緊の課題として捉えており、平成22年度から、町内の

商店で生活必需品の買物をする際、自宅から目的の場所までを送迎するサービスを外出支援サービス事業に追加し、実施いたしました。

また、平成23年度から、80歳以上の高齢者世帯を対象に、買物はもとより外出する際の支援として、高齢者タクシー料金助成事業を実施し、平成24年度からは、助成要件を1世帯当たりから1人当たりへ改め、より多くの高齢者に利用していただくこととしております。

近々、民生委員の協力をいただき、買物の実態とニーズを把握するため、在宅で75歳以上の高齢者世帯を訪問し、聞き取り調査を実施する予定であります。

その調査結果を踏まえ、行政としてどのような施策が実施できるのか、商工会などと協議し、できるだけ早く高齢者に対する買い物支援のサービス事業構想を練り上げてまいります。

次に、認知症の高齢者の見守りサービスの体制づくりの整備についてであります。最近、認知症に限らず、高齢者や障がいを持つ方による事故が発生しており、心が痛む思いであり、改めて高齢者などの見守り支援は重要な活動

と捉えております。

現在、見守り活動につきまして、緊急通報システム事業、配食サービ事業、除雪サービ事業など福祉サービでの安否確認とともに、民生委員のほか福祉団体、事業所、地域住民の方々にもご協力いただき、昼間でもカーテンが閉まっている、人の気配がない、新聞や郵便物が溜まっているなどの異変を感じた場合に町へ連絡をいただく、高齢者あんしん見守り活動を平成23年度から実施しております。

認知症の方の見守り活動につきましては、「旭川地域SOSやまびこネットワーク」により、道がわからなくなつたなど徘徊する高齢者に対応するため、広域的な取り組みを実施しているところであります。

今後におきましては、現在、整備を進めております災害時要援護者台帳の情報を活用し、家族の了承、同意が得られましたら、高齢者の一人暮らしや夫婦世帯のほか、認知症の方の情報を地域の方や民生委員などにも提供し、日々の見守り活動に役立ててまいりたいと思っております。

また、先ほど答弁いたしました買物支援のサービ事業を実施した場合、安否確認や見守り活動としても大変有効な対策であると考えられることから、見守り活動対策としての実施も兼ねた内容として、検討をしてまいりたいと存じます。

なお、当然のことではあります。が、高齢者世帯の隣近所の方々によります声掛け等が一番の心強い見守り活動となることから、地域による顔見知りの方々の支え合いが何より大切なことと考えておりますので、今後とも地域の方々、町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

② 2点目の空き家条例の制定についてですが、建物の老朽化及び強風や積雪などにより、倒壊、資材の飛散、落下の危険性がある、また建物などに簡単に侵入できる状況にあり火災や犯罪につながる可能性があるなど、空き家の適正な管理を目的として、条例を制定する地方自治体が増えつつあります。

議員がお示しいただいた秋田県大仙市をはじめ隣接する横手市、美郷町などは、平成23年1月、2

月の豪雪がきっかけとなり条例制定に至ったものであります。が、条例の内容としましては、所有者の管理責任を明確にした上で、空き家が管理不全な状態になった場合は必要な措置を助言、指導、報告ができる、勧告に応じなければ、履行期限を定め措置を講ずるよう命令することができる、命令に従わない者の住所、氏名、命令内容の公表が可能となる、命令に従わない場合、行政代執行法に定めるところにより代執行を行うことができるなどの内容であります。

本町におきましても、空き家を適正に管理する条例を制定してはどうかとのことでありますが、確かに、本町にも空き家が相当数あることは事実であり、倒壊の危険にある建物もあるかと存じます。

条例を制定することにより、ある一定の効果は期待できると存じますが、代執行による空き家の解体を執行するとなれば、実際の手続きによる手順があります。しよ、それなりの時間が必要なかと存じます。

また、都市部ではいわゆる事務的に取り進めていけることが、本町におきましても同様に取り進め

ていけるものなのか難しいところもあるかと存じますので、その辺も十分踏まえながら今後、検討してまいりたいと存じます。

議会三一知識

一般質問

一般質問とは、議員が町の行政全般にわたり、事務の執行状況や将来の方針についてただすことをいいます。

一般質問は、定例会において議長の定めた期日までに、事前に文書で通知することになっていきます。

また、臨時会では一般質問はできません。

質疑

質疑とは、町長が議会に提出した議案について、その内容や不明な点を聞くことです。

質疑では、議案に対する賛成や反対の意見を述べることはできません。

問 旧ゴルフ場跡地の森林整備は

答 生産性の高い森林整備に努める

森 林 整 備



成 田 議 員

問 昨年、当麻ダム上流の旧ゴルフ場計画地であった山林317haを買い戻されたことは、誠に意義深く大きな決断であり、さらに森林整備を平成24年度事業計画に予算化されたことに、町長の森林に対する意識の高さがうかがわれます。

森林は木材を供給するだけでなく、CO²の削減、水資源のかん養、環境の保全など多面的機能を有しており、近年は、特に水資源をめぐる外国資本による買収が社

会問題となっております。

この地域の水資源を守ることは「当麻農業を守る」といつても過言ではなく、大変良い判断であったと思います。

しかし、この地域は20年以上にわたり山づくりをしていなかったため、かなり山林としては荒廃しているのが実態で、森林整備には困難が予想されます。

今後、町有林としてどのように事業を計画し整備され生産をあげていけるのか、町長の考えを伺います。

答 町 長

今回取得しました当麻ダム

上流域の山林につきましては、緑郷地区一帯の水資源を守るため、更には「当麻農業を守る」ため、必要不可欠な山林であると捉えており、適切な森林整備を進めるこ

とが急務であると考えております。山林の概要についてですが、取得しました317haの地籍面積から公衆用道路及び宅地等を除く森林調査簿上の面積306haが町有林として管理することになり、内訳として、人工林で108ha、天然林で176ha、未立木地及び伐採跡地で22haとなっております。

取得しました山林につきまして、約20数年間、森林整備が行われていなかったことから、人工林における早急な間伐の実施が必要となっており、平成24年度から実施する路網整備に併せて、108haの間伐を4カ年計画で実施してまいります。

また、路網整備がある程度進んだ段階で未立木地及び伐採跡地22haに人工造林の実施を予定しておりますが、現在冬山調査を実施する中で、未立木地以外にも部分的に人工造林の必要な箇所が確認されていることから、未立木地等に併せて実施したいと考えております。

なお、間伐、造林いずれの事業につきましても、国の補助制度を最大限活用し、生産性の高い森林整備に努めてまいります。

今後におきましても、今回取得しました山林306haを含め約4,380haの町有林、加えて私有林約2,620haの適切な管理と振興に努めてまいりますのでご理解願います。

議会を傍聴しましょう

町政はあなたのために…

- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。



次の定例会は6月です。お気軽においでください。

問

① 町民参加による
新文化センターの設計を
② 郷土資料館の
積極的活用と保守・保存を

答

① 専門家の意見も反映し設計
② 現状の中で今後のあり方を検討

教育・文化施設



福 山 議 員

問

① 平成24年度は「過疎地域自立促進計画」に基づき、町民待望の新しい公民館（文化センター）の実施設計が委託されることとなります。文化センターと福祉会館の機能を併せ持つ大がかりな施設ですが、それだけに町民の間にも大きな期待と関心が有ります。

議会の総務文教常任委員会でも、こうした関心の高まりを受け、昨年秋には行政視察をする中で、類

似施設の視察や調査を実施し、昨年12月の定例議会では、その調査報告をしたところでもあります。

さて、この新文化センターの設計に関係して設計委託の内容について質問いたします。今回の設計委託に際しては、センター本体の建築設計の他、音響に関する設計や舞台施設・照明設備などの附帯設備も含め、一括した内容の設計であるのかどうか、また、それら附帯設備については建物設計と別途に専門家をはじめ町民の意向をどのように反映させていくのかということです。

限られた予算の中で、様々な町民の要望を取り入れつつ、経済的にも効率よく施設の機能を装備することは至難の業とも思えますが、町民から親しまれる施設として、

利用率を上げるためには、何よりも使い勝手の良さがポイントとなると考えられます。

そのためには、今後利用が予想される町内の文化団体などに加え、舞台照明の専門家や音響の専門家・演奏家などにも参加願ひ、より有効的な工夫やアイデアを提示していただくことが肝要かと思えます。幸いにして当麻町にはそうした各分野の専門家も在任しております。

良いホールとは、なにもお金をかけた豪華なホールではなく、廉価であっても行政と町民が協働する中で設計に参画し、様々なアイデアを出しながら、町民の創意と工夫を結集し、その結果出来上がるものと考えます。

今回の設計に際しては、昨年暮れに2度にわたり文化連盟などの関係団体と、たたき台となる設計図をもとに意向調査を行ったとお聞きしておりますが、今後、さらに一歩進んで、そうした町内在住の専門家にも広く参加していただき、意見交換やアイデアを頂く場を設定すべきと考えますが、今後の進め方について町長のお考えを伺います。

② 次に、郷土資料館の今後の取り扱いについて伺います。



郷土資料館

郷土資料館は周知のとおり大正15年に当麻村役場として建設された建物です。鉄筋コンクリート造りの2階建てで、当時としては非常に珍しく旭川地域で鉄筋コンクリート造りが導入されたごく初期の建築物として高い評価を得ており、今年1月末には「旭川の歴史的建物の保存を考える会」により、平成23年度の建築賞に選定されました。

当麻町の歴史をふりかえる時、郷土資料館は貴重な文化財としてなくてはならない存在であります。また、今年には当麻町開拓120年の節目の年にも当たります。これを期に郷土資料館を町の旧跡・観光スポットの一つに位置づけし、

町内外に一層のPR活動をする
とともに、内部の整備を進めつつ保
守・保存に向けた積極的な取り組
みがなされるべきと考えますが、
教育長のご見解を伺います。

答

町 長

① ご質問の1点目、「町
民参加による新文化センターの設
計を」についてですが、平成23年
第1回町議会定例会において、福
山議員の一般質問に対し、公民館
整備の基本的な考え方につきまして、
お答えさせていただいたところ
であります。平成25年度に新
たな公民館を建設するため、新年
度は設計委託を実施いたします。
設計内容につきましては、建物
及び機械設備、電気設備全てを設
計するものでありますが、当然、
音響、舞台装置等も含んだ内容に
より設計を実施します。

設計業者の選定につきましては、
業者を指名したプロポーザル方式
により実施する計画であり、本施
設のコンセプトに合った提案者と
設計業務の委託契約を締結するこ
とになります。

議員ご指摘の町内在住の専門家
から意見、アイデアをいただく
場を設定するべきではないかとの

ことでありますが、貴重なご提案
でありますので、町内在住の専門
家からも意見を伺う機会を設ける
ことにしたいと存じます。

それらの意見を含め、文化連盟
をはじめとする利用団体等の意見
を教育委員会で集約し、基本設計
の段階で反映させた上で、町民が
利用し易い公民館になるよう設計
を実施してまいりますのでご理解
願います。



糠谷 教育長

答

② ご質問の2点目「郷土
資料館の積極的活用と保守
保存を」についてであります。
郷土資料館は、旧役場庁舎とし
て大正15年11月に竣工し、当時
としては画期的な、鉄筋コンクリ
ート2階建ての建築物で、今日の
当麻町の礎を築いた庁舎でもあり、
館内の収蔵品と共に本町の文化財
産と捉えております。

本年2月には、「旭川の歴史的

建物の保存を考える会」から、歴
史的価値のある建物として『建築
賞』をいただき大変光栄に思っ
ております。

本建物の活用につきましては、
以前に、当麻町商工会、かたるべ
の森などが利用する計画がありま
したが、検討の結果、老朽化が進
んでいたため実施には至りませ
んでした。

郷土資料館は、1,000㎡未
満の建物のため耐震診断調査の義
務付けは無く、調査を行っており

問

① 杖ホルダーなどの設置を
② お母さんになる人への贈り物を

答

① 利用実態等を踏まえ設置
② 子育て環境の充実こそ贈り物



澤田 議員

ませんが、築85年を経過している
建物であることから、今後におい
て、長きに活用・保存するとなり
ますと、耐震診断及び耐震補強工
事など町費による多額の費用がか
かると想定されます。

町の貴重な文化財産であること
は承知しておりますが、郷土資料
館として運営している現状の中で、
今後のあり方につきましては、議
会にもご相談申し上げますが、検
討してまいりますので、ご理解願
います。

問

① 高齢化が進むにつれ、
杖を利用される方を多く見
かけるようになりました。銀行や
役場の窓口で手続きする時や洗面
所で手を洗う時など、外出先で両
手を使う際は杖の置き場が大変苦
慮されています。

福 祉 対 策

窓口カウンターなどの壁に立て掛けても安定せず、時々派手な音をたてて倒れると周りの人も驚きます。

このような時、ちよつと引つ掛けたり立て掛けられる杖フックや杖ホルダーなどが傍らにあると、どんなに助かるでしょうか。

杖フックはT型・L型があり、カウンターや壁に備え付けて使います。その他には椅子の背に取り付ける椅子ホルダー、セレモニーや集会所で便利に移動できる杖スタンドなどもあり、多くのパーキングエリアやレストランのトイレや化粧室などで利用されています。

富良野市では、2年前から公共施設等に取り付けられており、場所によっては手作りのフックで「杖をお掛けください」との利用案内が添えられ、利用者から大変喜ばれております。経費はかけずとも、ちよつとした工夫で思いやりのあるサービスが出来るものだと感じました。

本町もこれからますます杖を利用する高齢者が多くなると思われますし、障がいのある人も含めて外出の機会が増えてきます。身体

の不自由な人が何の気がねもなく、安心して外出や町の行事にも参加できるような環境整備が必要と思われませんが、町長のお考えを伺います。

② 次に、お母さんになる人への贈り物についてお伺いします。

1月30日の新聞に「道では毎月22日を「妊婦さんの日」と定め、道内の女性1人が生涯で産む子どもの推定人数を示す「合計特殊出生率」が都道府県で下から2番目にあることから、妊婦さんの日に妊婦や家族向けに講習会を開くなどして支援をし、少子化対策につなげる」との記事がありました。

少子化対策は、出生数が年平均40人前後の本町にとつても大きな課題であります。数少ない妊婦さんを地域全体で見守り、いろいろな取り組みをしてサポートするのも重要なことだと考えます。

その取り組みの1つとして「お母さんになる人への贈り物」があります。私の住んでいる町内会役員会に、この春3人目の子どもを出産予定の妊婦さんが出席されていた事もあり「高齢者には敬老の日があり、町や区からお祝い金も頂ける。また、誕生した赤ちゃん

には、小学校を卒業するまで誕生日ごとに本などの贈り物がある。妊婦さんにも、出産したらお祝い金を贈ったらどうだろうか」との意見がありました。

かつて本町では、昭和50年代まで「赤ちゃん誕生お祝い金」として通帳に5,000円を貯金して贈った時期があると聞きました。

妊婦さんは十月十日お腹の中で子どもを育て、その間も病院に通いいろいろな検査や検診をし、そして我が生命をかけて出産し、それから今度は子育てが始まるのです。

一番大変な思いをしても休む事なく頑張っている若いお母さんに、せめて出産したときは贈り物があったら励みにもなるかと思いますが、町長の見解を伺います。



答

町 長

① ご質問の1点目、杖を利用されている人への思いやりとして、公共施設に杖フックや杖ホルダーを設置してはどうかとのことでありますが、役場庁舎につきましては、高齢者、障がい者の方で杖を利用されている方に対する利便性の向上の観点から、杖ホルダーについて窓口カウンターやトイレに設置してまいります。

また、他の公共施設につきましても、高齢者及び障がい者の方で杖を利用されている方の利用実態等を踏まえ、杖ホルダー等を設置してまいります。

② 2点目のお母さんになる人への贈り物についてですが、本町では、平成21年2月から、妊婦さんに対する支援策として、安全な出産と健康な赤ちゃんの出生のため、妊婦一般健康診査14回分の費用について、全額助成しているところがあります。

また、妊産婦の不安を軽減し、安心して出産にのぞむことができ、産後においても母子訪問を行い、親子の健康管理に努めております。さらに、お子様の1歳の誕生日

から小学校就学前までは、絵本とバラをプレゼントさせていたいただいておりますし、新年度から1歳のお子さんの誕生日には、お子様の写真と似顔絵を入れた木製フォトスタンドを記念品として贈呈させていただきます。

北海道では、新年度から毎月22日を「妊婦さんの日」と設定し、「母になる人への贈りもの運動」が実施される予定であります

が、現時点で、具体的な取組内容は明らかになっておりません。いよいよ4月に子育て総合センターが、オープンいたします。出産に際して一過性の贈り物を実施することより、安心して子どもを生み、育てられる子育て環境の一層の充実を図るところが、何よりの贈り物と考えておりますので、ご理解願います。

問 町政執行方針について

答 公平、公正に町政を執行



加藤 議員

問 町長は執行方針の中で、「4期目当選にあたり、今一度、初心に返り町政の運営に全

力を傾注してまいりたい」と述べておりますが、3期12年間町長の職にあり、いろいろな思いがあったと存じますが、「今一度、初心に返り」とはどういう意味を含んでいるのか伺います。

第2に、町政の提案にあたってはあくまで町民の声をよく聞き議論を尽くして、みんなが納得のうえで町づくりを進めることが重要

町政執行

であり、執行方針でも「現場の声をしっかりとくみとる」、「町民ニーズの把握に努める」と述べているが、具体的にどのような方法で住民の声を聞くのか伺います。

第3に、町長は当麻農業を衰退に追い込むT P P（環太平洋経済連携協定）には参加阻止を意思表示されているが、どの世論調査でも55%以上の人たちが反対し、増税分の価格への転嫁が困難な小売業、中小企業に過大な負担を強いる消費税10%増税について、どのような見解をもっておられるのか伺います。

第4に、今回は町長選挙があり、両陣営とも激烈に戦いました。選挙で応援した、しないは別に「住民が主人公」という見地で公平、公正な町政を進めるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

答 町長

1点目、「今一度初心に返り」についてですが、文言のとおりであり、特別な意味は含まれておりません。

2点目でありますが、町長として「町民の声を聞き、町民ニーズを把握する」のは基本的な責務で

あり、あらゆる機会を捉えて伺ってまいります。

3点目、消費税10%についての見解ですが、政府におきましては、社会保障と税の一体改革大綱が閣議決定され、消費増税関連法案は今月中にも国会に提出されるようであります。

本町は、これまで行財政改革に取り組んでまいりましたが、役場の職員数も相当減少しましたし、給与の独自削減も行っておりませんでした。もちろん、議会側も定数の削減等実施されてきたことを考えますと、国においても、国家公務員の職員数及び給与、また国会議員の定数及び議員歳費等についても議論を深め、決断していただいた後に、消費税の増税という流れに向かっていただきたいと思います。

4点目、公平、公正な町政を進めるべきとありますが、これまでもそうであり、また今後におきましても、公平、公正に町政を執行してまいります。

再質問

問

加藤議員

2月下旬に町長と町民10数名で懇談会が持たれ、疑問・意見・不満の声が多く出されたと聞いております。

そのような声があるのは移動町長室をなくしたことでないかと思えます。復活させる考えはないか伺います。

答

町長

先般、ある町民の会合に出席いたしました。正直がっかりいたしました。

町づくり懇談会という名目でありませけれども、内容は選挙の結果に対するそれぞれの思いをぶつけられました。

議会に対する間違った考えも出ておりました。「議会報は全く本当の声が載せられていない。いやらしい部分は削ってある」、「まともな議員は1名だけであとは全部だめだ」と、事実に対する声に私は真っ向から反論しました。

「議員は真剣に町づくりに取り組んでいる。それは失礼だ」という話をさせていただきました。

私は、これからの町づくりに参与者になる意見はほとんどなかったと捉えております。

移動町長室ですが、私は町長への手紙で町民の声を伺ったり、いろんな小さな会合、サークル等どんな場面でも喜んで出向いて声を伺い、説明してまいりました。そういうことに切り替えております。

今まで何回も説明しておりますので、ご理解願います。

再々質問

問

加藤議員

この度の町長選挙で相手候補の得票数をどのように受け止められているのか伺います。

答

町長

私に対する批判票、相手候補に対する期待票、そして私が一度不出馬を表明したのでそれに対する考え方の票、いろいろなことが積み重なって得票として表れたわけでありまして、一概にどれがどうという答弁は不可能かと思っております。



同意

当麻町固定資産評価審査

委員会委員の選任

平成24年6月17日で任期満了となります土屋清一氏（6条東3丁目）を引き続き委員に選任することに同意しました。



土屋 清一 氏

副町長の選任

平成24年3月31日で任期満了となります河野豊氏の後任に、遠藤憲彦氏（4条西3丁目）を副町長に選任することに同意しました。



遠藤 憲彦 氏



計画

当麻町過疎地域自立促進

市町村計画の変更について

変更内容は、2丁目道路舗装補修事業及び7条道路舗装補修事業など3事業を追加し、下水道遠方監視機器更新事業を削り、汚水中继ポンプ所施設機械電気設備整備事業に統合する計画書内の修正を行いました。



条例

当麻町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について

当麻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

この条例は、町内会が所有する会館等の登記申請を可能とするため、地方自治法の規定に基づき、町長の認可を受けた地縁による団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に必要事項を定めました。

また、手数料徴収条例を改正し、認可地縁団体の印鑑証明手数料等を定めました。



当麻町観光施設等共通使用料条例の制定について

ここ数年、観光施設の入込数が減少傾向にあるため、当麻鐘乳洞、フィールドアスレチック、フィールドボール場、昆虫館、ヘルシーシャトーの5施設全てが利用できず、共通券を発行することにより、町外からの集客に少しでも繋がるよう、この条例を制定しました。共通使用料は大人1,000円、小人600円です。

質 疑

問

山下議員
共通使用料として、大人1,000円、子ども600円ですが、子ども料金を下げた方がいいと思いますが、いかがですか。

答

総務企画課長
従前の1日ランド券と同額で子ども料金600円とし、今回から5つの施設全て使えるように設定しています。

1施設あたり120円程度の利用料金となり、かなり割安な料金設定となっています。

当麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正となったことに伴い、体育指導委員がスポーツ推進委員に変更となったため改正しました。

併せて、交通指導員を交通安全指導員に改めました。

当麻町税条例の一部を改正する条例について

この条例は、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い改正するものです。

改正内容は、東日本大震災からの復興を図るための臨時措置として、平成26年度から10年間、町民税均等割の標準税率を3,000円から3,500円とする特例を定めるなどの改正をしました。

質 疑

問

福山議員
地方税法の改正ですが、総務省発表の法律概要で、趣旨として緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の

財源を確保するため特例を定めるとありますが、当町では具体的にどのような施策が該当するのでしょうか。

答

副町長
税の収入については自治体の自主財源で、東日本大震災を受け、各自治体で防災の財源に充てなさいという主旨だと思っております。

防災対策については、今後とも進めていきたいと思っております。

当麻町公民館の設置、管理及び公民館運営審議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町社会教育委員条例の一部を改正する条例について
この条例は、社会教育法の改正に伴うもので、公民館運営審議会の委嘱基準、社会教育委員の定数、任期を定めるなどの改正を行いました。

当麻町母子通園センター条例の一部を改正する条例について

この条例は、母子通園センターで実施している児童デイサービス事業について、関係法令の改正により、児童福祉法の下、障害児の

通所支援、相談支援について実施されることになったため改正するものです。

母子通園センターで実施する事業として児童発達支援のほか、保育所等訪問支援、障害児相談支援について規定し、利用負担の額として児童福祉法の規定により算定した額としました。

当麻町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
この改正は、条例に基づく医療費の助成と他の法令に基づく医療給付費の重複支給を防止するため、医療費の定義を改めるとともに、児童福祉法の改正に伴う条文の整理を行いました。

当麻町保健福祉サービス手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

この条例は、高齢者に対し福祉サービスの提供を行い、手数料を徴収する条例ですが、題名を当麻町福祉サービス手数料徴収条例に改め、対象となる事業を明確にす

るとともに、除雪サービスの利用単位を「30分」から「1回」に改正しました。

当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について

この条例は、平成24年度から平成26年度までの3年間、65歳以上である第1号被保険者の保険料を定めるものです。

保険料の算定にあたり、北海道の財政安定化基金と町の介護給付費準備基金からの繰入を見込み、保険料の上昇緩和を図っていますが、前回の保険料より月額で1,100円、年額1万3,200円増の、年額5万8,800円の基準額となります。

なお、経過措置を規定し、収入等が一定額以下の被保険者に対する負担の軽減を図っています。

質 疑

問

加藤議員
月額3,800円から4,900円に上がる事は、大変な負担増になると思います。

介護給付費準備基金は、23年度末残高で3,700万円程度で間違いはないか伺います。

第5期は3,700万円も残してスタートするということはいかななものかと私は思います。

3年間の中で赤字になった時には、道の財政安定化基金から借りる事もできますし、借りた金額は、次回の保険料を決めるときにそれも含めて保険料を決めればいいわけなので、3,700万円が残っているのであれば、もって使った金額を下けた方が町民に理解されるのではないかと思います。

答

健康福祉課長

基金の残高は3,700万円ほどの見込みです。1,800万円基金を取り崩すことを当初から予定で見込んでおります。

当初、算定した額が5,137円、これが基金の取り崩しと道の安定基金からの交付金で4,900円に保険料の軽減を図っています。

基金を全部使って赤字になれば道の財政安定化基金から借り入れてはどうかとのことですが、1度借入れますとこれを次期保険料に上乗せをして返還することになります。

実際、給付費がどんどん伸びている中で更に基金から借り入れ、

返済額を上積みしますと相当な額になるのではないかと予想されます。

現在、後期高齢者等の伸びにより、介護給付費・認定者も増加し、基金から1,800万円の繰入を見ておりますが、さらに伸びるということも予想されますので、ご理解いただきたいと思えます。

問

山下議員

仮に介護保険料を100円下げるのにどのぐらいの財源が必要ですか。

今後この準備基金を一般財源で積み立てる方策がとれないものか伺います。

答

健康福祉課長

100円軽減するには約1,000万円の財源が必要となります。

一般財源から基金への積み立ては、保険料の考え方として全額減免は行わない、個別申請により所得の判定は行わない、保険料減免に対する一般財源の投入を行わないことこの3原則があります。一般会計からの繰入については制度上できない仕組みになっています。

当麻町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について

この条例は、介護保険法の改正に伴うもので、引用する適用条項が変更となり、今後も法の改正が見込まれることから、介護保険法の引用条項を削りました。

当麻町公営住宅条例の一部を改正する条例について

この改正は、国から地方自治体への権限委譲を目的に公営住宅法が改正されたことに伴うものです。

これまで公営住宅法の法律事項で定められていた同居親族要件を町の条例で規定しました。

また、入居者の収入基準について入居の際の収入上限額を明示するとともに、字句の修正を行いました。

当麻町スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

この改正は、キャンプ場におけるテント持込の使用料等について現在の実態に即した内容にするもので、キャンプ場の区分を、テント持込・タープ持込・タープ一体型テント持込としそれぞれの使用料を定め、毛布・マットの貸し出

しについてはキャンプ場の柵からコテージ・ログハウスに移行し、寝袋については貸し出し実績がないため削除しました。

また、キャンプ場の1日の定義をコテージ、ログハウスと統一し、午後3時から翌日の正午までに改めました。



とうまスポーツランドキャンプ場



処分

財産の処分について

町有林利用間伐事業に伴い生産された素材を当麻町森林組合に売却するため、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決後契約をするものです。

処分する素材は、トドマツ外1,528・425㎡で、契約金額は1,134万円です。



指定

公の施設に係る指定管理者の指定について

健康福祉施設の指定管理者の指定期間が3月31日で期間満了となるため、地方自治法の規定により議会の議決後契約を締結します。

指定管理者となるのは、(株)ベリージャパンで、平成18年から指定管理者として管理運営を行い、利用者へのサービス向上、管理運営経費の縮減に努めています。

指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までです。



規約

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

この変更は、「砂川地区広域消防組合」に上砂川町が加入するため、組合規約を変更しました。



補正予算

平成23年度当麻町一般会計補正予算(第7号)

現行の予算に431万6千円を

追加し、予算の総額を46億955万2千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、民生費の老人福祉費で、介護保険特別会計繰出金として増額。土木費の道路維持費で、除雪車両稼働時間及び雪捨て場の雪押し作業時間の増により燃料費及び借上料などを増額しました。

歳入では、地方交付税、諸収入の雑入等を増額補正しました。

平成23年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

現行の予算に584万3千円を追加し、予算の総額を10億1,678万3千円としました。

◎補正の内容

歳出では、総務費の一般管理費で、前期高齢者の医療費自己負担率の引き上げ凍結に伴う受給者証の再交付経費の増額。保険給付費の一般被保険者高額療養費で、給付対象の増により増額しました。

歳入では、国庫支出金、共同事業交付金を増額補正しました。

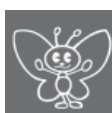
平成23年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第4号)

現行の予算に138万6千円を追加し、予算の総額を8億5,9

60万円としました。

◎補正の内容

歳出では、総務費の一般管理費で介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料を増額しました。



報告

財政援助団体の監査の結果

監査委員より当麻町社会福祉協議会を対象に平成24年1月に実施した財政援助団体の監査の結果が報告されました。

定期監査の結果

監査委員より平成24年1月から2月にかけて実施した定期監査の結果が報告されました。

例月出納検査の結果

監査委員より平成23年12月、平成24年1月、2月に実施した検査結果が報告されました。



平成24年度予算 総額 69億1,066万4千円



成田委員長

平成24年度当麻町一般会計ほか5特別会計予算及び事業会計予算は、議長を除く全議員で構成の『予算審査特別委員会（成田委員長・澤田副委員長）』を設置し審査を行いました。審査の結果、各会計予算案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

各 会 計 予 算 額

● 一般会計	……………43億8,300万円
● 国民健康保険特別会計（事業勘定）	……………10億1,000万円
● 国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）	……………9,180万円
● 後期高齢者医療特別会計	……………9,600万円
● 介護保険特別会計	……………8億7,180万円
● 公共下水道事業特別会計	……………2億3,610万円
● 水道事業会計 収益的支出	……………1億1,630万4千円
● // 資本的支出	……………1億566万千円
総 額	……………69億1,066万4千円

前 年 度 比 …………… 7,280万4千円 増

質 疑

一 般 会 計 歳 出

総 務 費 関 係

問

福山委員

交通安全対策費で、原則的に自転車の歩道走行禁止という流れになっておりますが、この関連で啓発活動などの対策費は予算に含まれていないのですか。

答

総務企画課長

今回の予算には、特段組んでおりません。通常の交通安全の啓発活動及び『我が郷土』も活用し、状況を見ながら進めていきたいと考えております。

問

山下委員

① 武道館の使用料は、祭壇を利用しないで手前で実施しても同額ですか。
② 滞納者の徴収対策として、過去に管理職が訪問していましたが、現在も行われているのですか。

答 税務住民課長

① 町としては武道館全体をお貸ししていますので、同額でいただいております。

② 毎年、管理職で町税等の滞納処理対策プロジェクトとして訪問徴収を実施しております。

問

加藤委員

① 市町村備荒資金組合への8,000万円納付について、その使途目的と過去3年間の納付状況、納付の総額はいくらですか。

② ケーブルネットワークの保守管理委託料800万円の積算内容を伺います。

③ 住宅・建築物耐震改修促進費補助金について、去年は実績がなぐ100万円削ったということですが、なぜ実績がなかったのか伺います。

答

総務企画課長

① 備考資金の使途目的は基本的に災害対策であり、各町積み立てています。

普通納付金は、災害が発生した場合に取り崩す部分で今回の8,000万円の出資金は超過納付金であり別枠で積み立てるもので、特段、使途は限定されていません。出資状況は、平成21年度に1億

円出資しております。

全体の積立額は3億1,500万円となります。

② ケーブルネットワークの保守管理委託料は、23年度700万円に契約していましたが、転入・転出・新築等の件数が多いため100万円増額しております。

答

建設水道課長

③ 住宅・建築物耐震改修促進費補助金は申請がないため件数を5件から3件にしました。

当麻町では地震が少ないこともあり、改修を行う方がいないのではないかと思います。

PRは『我が郷土』の別刷りでお知らせし、また、建設業協会の方々にも話をしてはいますが、応募者はいませんでした。

問

加藤委員

総務管理費の指定管理業務委託料で、23年度より576万8千円多くなっているがその内容の説明と、契約期間が3年から5年に延長されたが町民に対してのメリットについて伺います。

答

健康福祉課長

委託料の568万円の中には修繕料が含まれており、実質のアップは520万円であります。

燃料費のアップで200万円弱

と23年度の利用料の見込みをかなり多く見ており実績と比較し、その差額分を上乗せし合わせて520万円と積算しております。

契約期間の延長ですが、指定管理者制度を導入して6年が経過しました。

この事業の継続性や安定的な管理を行うていくには5年程度の期間設定の方が、具体的なノウハウを活用して一定の成果を上げる、そのことが利用者との信頼関係を構築でき、サービスの向上に繋がるものと考えております。



ヘルシーシャトー

民生費関係

問

田澤委員

除雪は昨年まで高齢者事業団が全町対応していましたが、機

械がなくなり今年は市街地のみで、

それ以外の除雪は各地区にお願いし除雪していただく方を探した結果39件の対応が決まり、4件は対応できなかったと聞いております。

対応できなかった件数は、高齢者事業団に再度お願いしたいとのことですが、私は、地域農家の理解を得て除雪してもらう事が理想的な形であると思います。

今後も除雪願いが増えてくると予想されますので、除雪体制を作ることが必要だと思いますが考え方を伺います。

答

健康福祉課長

昨年まで高齢者事業団が対応していましたが、除雪件数が増加し無理な状況が出てきました。

今年度につきましては、民生委員や区長にお願いし、地域で除雪をしていただける方を探したところですが、働きに出ていて作業できる方がいない、あるいは高齢のために家にはいるが大変だと課題も出てまいりました。

来年度も市街地については、これまでどおり高齢者事業団にお願いしようと考えております。

市街地以外については、地域にお願しようと考えております。

が、人を探すのに大変困難をきたしています。

除雪作業班など作る事をお願いし受けていただけたら、機械については町で借り上げそれを使っていただく予算も上乘せして計上しているところです。

問

山下委員

保育園の園児1人あたりの保育スペースは、屋内・屋外ともに、今の状態でいいのか。特に屋外の保育スペースは1人あたりどのくらい必要なのかお伺いします。

答

健康福祉課長

保育スペースについては、園児1人あたりの面積が定められています。屋外の面積の基準は、2歳以上3・3㎡で、当麻保育園は965㎡ありますので、現状での1人あたりの面積は12・69㎡ですから十分満たしていることになっています。

問

澤田委員

除雪料金で今までは30分で200円が今回は1回200円となりました。1回200円とどう理解したらよろしいですか。

答

健康福祉課長

これまで1回30分と定めておりましたが、30分をちよつと超

したから1時間ということで倍額になったり、時間が余ったりなど、厳密には30分と定めていても除雪の場合はその通りには行かず、今回から1回は1時間以内と要綱で定めたいと思います。

衛生費関係

問

加藤委員

ヘルシーシャトーの送迎用巡回車の運行で農村部も送迎して欲しいとの要望がありますがいかがですか。

答

税務住民課長

現在、宇園別地区も定期的に送迎を行っております。不定期でも要望があれば指定管理者の方で送迎を行いますのでご理解を願います。

土木費関係

問

山下委員

河川の草刈について、去年の大雨で草刈りが進まないばかりに、かなりオーバー水位のあったところがあります。

災害のことも考え、草刈り体制について今後の取り組みをお聞か

せ願います。

答

建設水道課長

昨年は降雨量も多く、特に9月2日・3日の大雨の影響で神水川が増水し、下流の方でオーバーフローがありました。

この神水川は4条から順次、土砂上げ作業を現在行っております。

土砂上げ作業は、水の少ない冬期間に実施し、周りの草についても同じく撤去をしております。

清水川やしょうしやがわ廠舎川につきましても同様の手法で、少しずつではあります。土砂上げ・草刈り等を実施しております。



河川の土砂上げ作業

問

山下委員

道路の3条から5条間の迂回道路について、現在の状況をお知らせ願います。

答

建設水道課長

バイパス計画で図面もある程度できていますが、中央3区行政区より反対の意見書が提出されており、町としては断念せざるを得ない状況であります。

教育費関係

問

澤田委員

子育て支援図書贈呈事業で、1歳の誕生日に似顔絵を入れたフォトスタンドを贈るということですが、似顔絵はどなたが書くのですか。

答

教育課長

当麻在住のイラストレーター横尾真紀さんをお願いしております。

問

善光委員

要保護・準要保護児童就学援助事業で、福島県から1名受け入れるということですが、説明願います。

答

教育課長

地域保育園に通っていた児童が小学校に入学しますので、必要な経費について4年間補助されます。

事業会計

水道事業会計

問

山下委員
24年度事業で、道々当麻旭川間の上水道布設替え工事の予算説明がありました。

しかし、6条4丁目交差点南の角にまだ空き地があり、5条側に向かつて工事が進んでないようですが、買収も進んだ後にこういう予算を組まれたのかご説明願います。

答

建設水道課長

地権者との買収が成立してないということで、水道管布設工事につきましてその部分は不施工となっております。

用地買収が済みしだい布設するというところで協議を進めておりますが、地権者が国内におらず連絡が取れない状況で、いつ解決するのか未定です。

総括質疑 7 会計

問

加藤委員

公衆浴場廃止に伴うヘルシーシャトル無料券を該当者14名に配布されていますが、3月いっぱいまで期限がきます。利用者から無料券を延長してほしいと声が届いております。

財政的な面を見ますと市町村の備荒資金・財政調整基金も増えてきていて、延長してもたいした金額ではないと思います。

町長は、執行方針でやさしさや温もりを感じながら「住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と実感できるまちづくりの実現のため、一步一步着実に前進させていくことが課せられた使命と考えておりますと述べられておりますので、延長していただきたいと考えております。

答

町長

公衆浴場の無料化を延長しよることですが、当初は、年間利用券を買うのに一度に多額のお金が必要になりますので、初年度は無料パスポートをお贈りしまし

た。

公衆浴場を利用しても利用料金が必要となりますので、そのお金を積んでいただいて、次年度のパスポートを買っていただくことで、公衆浴場利用料金よりもトータル的に安くなるのではないかと、この制度を創設いたしました。

そのへんは議員も良く理解をいただいていると思っております。

私は、やさしさのまちづくりはそのとおりだと思っております。

しかし、反面、公平・公正という観点もあります。

公衆浴場がなくなると他の施設を利用することにより料金が増えるのなら当然手当てをしなければなりません。今まで払っていた公衆浴場よりも安く利用できるのであれば、私は当初の予定どおり取り組むべきだと思っております。

問

澤田委員

防災会議運営事業について、今年見直しにあたり、いざという時に日頃から生活者の目線とか女性の意見を反映させるため、委員に女性が必要ではないかと思えます。23人の委員の中に複数の女性の登用を希望しますが町長の考え

をお伺いします。

答

町長

十分に女性の声を反映させるように努めてまいります。

問

田澤委員

① 学力に関して、道教委は本道の学力が全国的にみて下位に位置しているため3年後には全国平均以上を目指すと言いましたが、教育長の執行方針の中では具体的な向上対策が示されておりません。旧態依然とした文言の羅列であり、こんな事で3年後に全国平均を目指すことが出来るのか大変不安であります。

この点についてどうお考えなのか伺います。

② 今年4月から武道が必修化されますが、今なぜ武道が必修化なのか、当町としてどの種目を選択するのか、指導者が確保されているのか、安全面は心配ないのか等、執行方針の中に記述すべきものと思いますが伺います。

答

教育長

① 学力の向上対策については、基本は家庭教育から始まるということ。家庭教育の手引きを作り各学校で指導に当たっております。

また、春・秋のトライアルウィークやチャレンジテスト等週2回程度の補習的な授業や数学の指導工夫改善授業で教室に担任と補助の先生が入って強化を図っております。

学生ボランティア制度も導入し、教育大学と提携して6月から12月までの間、学生が学校に向いて指導に当たっておりますが、効果が見えるのに多少の期間が必要だと思いません。

② 武道の必修化ですが、正しい姿勢で礼儀作法を重んじ日本古来の武道を体験し、心を鍛える目的で導入されました。

当麻町では剣道を取り入れ、23年度から指導しております。

指導者は、体育の先生や他の指導できる先生方に協力を頂いて実施しておりますのでご理解願います。



問 長瀬委員
脱原発、減原発の意味合い

からも、庁舎や防犯灯などにLED使用の考えはないか伺います。

答 町 長
これから検討してまいります。

問 山下委員

① JA代表理事組合長が、代表権を専務もしくは非常勤理事に委任しないで、秋の農繁期に1週間以上に及び私的に休暇を取りました。大惨事が起きた時の危機感が感じられません。

これは農協のことですが、町長は町民のトップですから、町民なり職員なりが危機的状况に入った時に、町長はどのように考えておられるのかお聞きします。

② 消防広域化については、昨年9月に結論を出していなければならぬ問題ですが、まだ決まっています。

もうそろそろ結論を出してほしいと思いますので、町長の考えを伺います。

答 町 長

① JAの件は他の組織でありますので答弁を差し控えますが、私自身の危機管理であります。

公私の区別は付けられないと思っております。

24時間私的なことで過ごしているても、一旦ことが発生すれば公的要素が強くなるわけで、私は24時間公私の区別がないと捉えております。

私は町長就任以来、1週間以上にわたって休暇を取ったことはありませんので、行動としてあらわしておりませんが、もし、私が休暇を取って国内・海外に行く場合、今は携帯電話等で連絡が付けやすい状況であります。そんなことがあるか分かりませんが、その手段もどこで途絶えるか分かりませんので、そういうことを考慮しながら職務代理者を置くなどして、必ず連携の取れる体制を取るべきだと思っております。

私的で長期間当麻町を離れる場合は、行程表をおいて、この日は「いつどこに」いるなど行動をきちっと記す考えを持っておりまして、これからは危機意識を持って執行していきたくと思っております。

② 消防の関係は、私たちが望んでいる消防広域化の姿は依然として見えてきておりません。

当然、管理経費負担問題・職員体制問題などいろいろありますが、何といたっても町民の安全管理・消防体制の2点を十分考慮しながら、今まで話し合いに臨んでいるところ。これが向上しない限り、広域化に取り組むべきではないと考えています。

しかし、私どもの考えと管理者の考えが一致しませんので、消防の広域化については全く進んでいないといっても過言でないと思っております。

私はこの考えを曲げるつもりもありませんが、旭川市の関係もありますので近い将来、決着をするだろうと思っております。

基本的な考え方として、5町のうち1町でも広域に理解が得られない場合は、広域に入らないという大原則がありますので、私は最後まで、このまちづくりの安全管理の考えを考慮しながら臨んでいきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。



討論 平成24年度当麻町介護保険特別会計予算

反対討論……加藤委員

反対の討論を行います。

第5期の保険料の基準額が4,900円になります。

4期と比較して1,100円の値上がりになります。

第5期スタート時点で当麻町の介護給付費準備基金の残高は3,700万円ありますが、この基金を残さずに全額保険料に組み入れれば、保険料が安くなります。

第5期は平成24年度から26年度までの3年間です。

この間に赤字になれば道の財政安定化基金から一時借入することもできます。

借入金があれば次期の保険料を決めるときに含めて算出すれば、多少値上がりがあったとしても町民は納得すると思います。

今でも苦しいお年寄りの生活を圧迫する介護保険料の大幅な値上げは避けるべきであります。

以上を強調して討論を終わります。

賛成討論……田澤委員

私は、原案に対して賛成の立場から意見を申し上げます。

介護保険制度は、介護が必要になった方が安心して自立した生活を送れるよう社会全体で支えていくものであり、一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源であります。

当麻町の基準額は月額4,900円、年額で58,800円となりますが、所得によって7段階の保険料に分かれ、低所得者に対しては大幅に減額されております。

介護給付費が高齢化とともに対象者、給付費とも高くなってきておりますが、サービスの種類も内容も年々充実し、それぞれ希望に合ったサービスの利用が可能であります。

近隣市町村と比べても決して高い額ではありません。

よって止むを得ないものとして賛成意見といたします。

減額として、各種事務事業の完了に伴い計数の整理を行いました。歳入では、町税、地方消費税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入で確定などに伴う整理とその他歳出に伴う計数の整

平成23年度当麻町一般会計補正予算(第8号)

現行の予算に229万3千円を追加し予算の総額を46億1,184万5千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、総務費の健康福祉施設管理費で増額。教育費の小学校費で増額。諸支出金の基金費で増額しました。

減額として、各種事務事業の完了に伴い計数の整理を行いました。

歳入では、町税、地方消費税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入で確定などに伴う整理とその他歳出に伴う計数の整

平成23年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

現行の予算に551万円を追加し、予算の総額を10億2,229万3千円としました。

歳出では、総務費の滞納処分費で上川広域滞納整理機構負担金額の確定により減額。保険給付費の一般被保険者療養給付費と退職被保険者等療養給付費で入院医療費

理を行いました。

繰越明許費では、生きがいデイサービス用車両購入補助事業と当麻中学校校舎耐震補強事業に係る事業費について繰越を行い、地方債補正では、各事業費の確定により起債額を変更しました。

理を行いました。

繰越明許費では、生きがいデイサービス用車両購入補助事業と当麻中学校校舎耐震補強事業に係る事業費について繰越を行い、地方債補正では、各事業費の確定により起債額を変更しました。

平成24年(3月28日開催)

第1回臨時会

一般会計ほか6特別会計補正予算について審議しました。
(審議結果は24ページをご覧ください)

などの増により増額、一般被保険者療養費で柔道整復施術料の減などによる減額。共同事業拠出金の高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金で拠出金額の確定により減額。保健事業費の特定健康診査等事業費で受診者数の減少などにより減額しました。

歳入では、国庫支出金の財政調整交付金で普通調整交付金の減などにより減額。道支出金の財政調整交付金で特別調整交付金の増などにより増額。共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金で交付対象となる高額医療費の増により増額。繰入金の一般会計繰入金で財政安定化支援事業繰入金の減などにより減額、運営基金繰入金を増額補正しました。

平成23年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第1号）

現行の予算から293万円を減額し、予算の総額を8,727万円としました。

◎補正の内容

歳出では、総務管理費の一般管理費で、代診医師賃金の減による臨時職員賃金の減と重油単価増に

よる燃料費の増額などの差引きにより減額。医薬費の医療用機械器具費で、胃カメラリース料の減により減額、医療材料費で肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン等予防接種者の減により減額しました。

歳入では、診療収入の外来収入で、外来患者数の減により減額、その他の診療収入で、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン等予防接種者の減により減額。繰入金で、一般会計からの繰入金を増額。繰越金で前年度繰越金の増額。諸収入の雑入で、公用車物損事故に係る共済金として増額補正しました。

平成23年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

現行の予算に388万5千円を追加し、予算の総額を8,978万5千円としました。

◎補正の内容

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、被保険者保険料の増などにより増額。諸支出金の一般会計繰入金で、広報紙掲載経費など高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の対象経費相当額として増額しました。

歳入では、後期高齢者医療保険料で、被保険者保険料の確定などにより、特別徴収保険料と普通徴収保険料を増額。繰入金の事務費繰入金で、後期高齢者医療広域連合への事務費納付金の減により減額、保険基盤安定繰入金で、被保険者保険料の確定による保険料軽減額の増により増額。繰越金で、前年度繰越金の増額。諸収入の雑入で北海道後期高齢者医療広域連合からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を増額補正しました。

平成23年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第5号）

現行の予算から1,811万円を減額し、予算の総額を8億4,149万円としました。

◎補正の内容

歳出では、総務費の一般管理費で、要支援者の介護サービス利用に伴う介護予防サービス計画作成委託料の増額、介護認定審査会費で、審査会の開催回数削減などにより減額。保険給付費の介護サービス等諸費で、通所介護、通所リハビリの介護サービス利用者の減により居室介護サービス給付金の減額、特別養護老人ホーム入所者の減により施設介護サービス給付金で減額、居室介護サービス利用者の増により居室介護サービス等諸費で、要支援者の訪問介護利用者の増により介護予防サービス給付金の増額、要支援者の介護予防サービス利用者の増により介護予防サービス計画給付金で増額、介護予防サービス等諸費で、要支援者の訪問介護利用者の増により介護予防サービス給付金の増額。特定入所者介護サービス等費で、施設入所者の食費、居住費の負担軽減者の減により減額。地域支援事業費の介護予防事業費で、介護予防デ

イサービス利用者の減と介護予防教室の開催回数の減により減額、介護予防ケアマネジメント等事業費で、地域包括支援センター職員

の時間外勤務手当の減額、任意事業費で、介護用品支給者の減により減額しました。

歳入では、保険料で、第一号被保険者保険料の特別徴収対象者及び普通徴収対象者の減などにより減額。分担金及び負担金で、認定審査会の開催回数削減に伴う各町負担金の減額。使用料及び手数料

料で、介護予防サービスの利用者の減により減額。歳出の確定に伴う負担割合による調整として、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金の減額、繰入金の増額。諸収入で、介護予防計画作成件数の増により増額、介護予防サービスの利用者の減により減額補正しました。



平成23年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

現行の予算から477万6千円を減額し、予算の総額を1億6,205万2千円としました。

◎補正の内容

歳出では、公共下水道費の一般管理費で、汚水処理負担金の増、下水道事務経費の修繕料の減、下水道中期ビジョン策定委託料の減などにより差引きで増額、建設費で、公設柵設置個数減及び道道愛別当麻旭川線道路改良に伴う公設柵移設工事の減により減額、公

共下水道計画変更事業、汚水中継ポンプ所整備事業で減額しました。歳入では、使用料及び手数料の下水道使用料で減額。国庫支出金の公共下水道費国庫補助金で減額。繰入金で一般会計からの繰入金が増額。諸収入の雑入で、建設協力金、補償金、工事負担金の減額。町債の公共下水道債を減額補正しました。



報告

例月出納検査の結果

監査委員より平成24年3月に実施した検査結果が報告されました。

議会のうごき

2月11日
▼
5月10日

2月

13日

全員協議会

3月

15日 総務文教常任委員会
16日 産業福祉常任委員会
23日 全員協議会
29日 議会運営委員会

1日 大雪浄化組合議会定例会
愛別町外3町塵芥処理組合議会定例会(組合議員
↓愛別町)
2日(19日) 第1回定例会
2日 予算審査特別委員会
産業福祉常任委員会
総務文教常任委員会
当麻町地域農業再生協議会(議長・産業福祉委員長)
議会運営委員会
8日 予算審査特別委員会
12日 予算審査特別委員会
14日 全員協議会
19日 議会報編集特別委員会
上川中部消防組合議会定例会(組合議員↓上川町)
教育関係三者送別会(正副議長・総務文教委員長)

4月

28日 第1回臨時会

2日 子育て総合センターオープン式



3日 JA当麻第65回通常総会(議長・産業福祉委員長)
議会報編集特別委員会
4日 議会運営委員会
10日 道北地域T・P・P問題を考える講演会(正副議長・産業福祉委員長↓旭川市)
議会報編集特別委員会
12日 米麦改良協会総会(議長・産業福祉委員長)
18日 当麻町地域農業再生協議会(議長・産業福祉委員長)
20日 高齡者事業団総会(議長)
22日 第2回臨時会
25日



各委員会の活動についてお知らせいたします。

25日

全員協議会
議員会総会

自衛隊協力会・交通安全協会・防犯協総会（正副議長）

議会報編集特別委員会
通水式（議長・産業福祉委員長）

26日

観光地クリーン作戦

28日

5月

7日

上川中部消防組合議会臨時会（組合議員↓上川町）

10日

開町記念式典

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○当麻町公民館の設置、管理及び公民館運営審議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○当麻町社会教育委員条例の一部を改正する条例について

○当麻町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○当麻町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について

○当麻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○当麻町観光施設等共通使用料条例の制定について

○当麻町スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○陳情書・意見書について

3月2日

○付託条例の審査について

2月15日

○当麻町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○当麻町税条例の一部を改正する条例について

○当麻町特別職の職員で非常勤の

委員の選任について

○平成24年度農業者戸別所得補償制度について

○平成24年度産水田農業実施計画について

○平成23年度町有林事業進捗状況について

○財産の処分について

○当麻町公営住宅条例の一部を改正する条例について

○建設工事の進捗状況について

○当麻町母子通園センター条例の一部を改正する条例について

○当麻町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○当麻町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○当麻町保健福祉サービス手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

○当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について

○当麻町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について

○公の施設に係る指定管理者の指定について

○当麻町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○当麻町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について

○当麻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○当麻町観光施設等共通使用料条例の制定について

○陳情書・意見書について

3月2日

○陳情書・意見書について

議会運営委員会

2月23日

○第1回定例会の運営について

○特別委員会の設置について

○閉会中に受理した陳情等の取扱について

○閉会中の所管事務調査の申し出について

○日程について

3月8日

○一般質問について

○閉会中に受理した陳情等の取扱について

4月10日

○議会改革の素案検討について

○今後の進め方について

議案審議の結果

第1回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
同意第1号	当麻町固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案可決	3月2日
議案第1号	当麻町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	原案可決	
議案第2号 議案第3号	当麻町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について 当麻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について 〔総務文教常任委員会付託（2件）〕	原案可決	3月19日
議案第4号	当麻町観光施設等共通使用料条例の制定について	原案可決	3月2日
議案第5号	当麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第6号	当麻町税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第7号	当麻町公民館の設置、管理及び公民館運営審議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第8号	当麻町社会教育委員条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第9号	当麻町母子通園センター条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第10号	当麻町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第11号	当麻町重度心身障害者及びひとり親世帯等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第12号	当麻町保健福祉サービス手数料等徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第13号	当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決 賛成多数 賛成 8 反対 1	
議案第14号	当麻町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第15号	当麻町公営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第16号	当麻町スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第17号	財産の処分について	原案可決	
議案第18号	公の施設に係る指定管理者の指定について	原案可決	
議案第19号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決	
議案第20号	平成23年度当麻町一般会計補正予算（第7号）	原案可決	
議案第21号	平成23年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	原案可決	
議案第22号	平成23年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	
議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号	平成24年度当麻町一般会計予算 平成24年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 平成24年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）予算 平成24年度当麻町後期高齢者医療特別会計予算 平成24年度当麻町介護保険特別会計予算 平成24年度当麻町公共下水道事業特別会計予算 平成24年度当麻町水道事業会計予算 〔予算審査特別委員会付託（7件）〕	原案可決	3月19日
同意第2号	副町長の選任について	原案可決	承認
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）		

議案審議の結果

第1回臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第30号	平成23年度当麻町一般会計補正予算（第8号）	原案可決	3月28日
議案第31号	平成23年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	原案可決	
議案第32号	平成23年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
議案第33号	平成23年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第34号	平成23年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決	
議案第35号	平成23年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	

あとがき

この冬の累積積雪量は平年値より2割ほど少ないものの、平均気温が旭川で2月が1・6度、3月で1度ほど低く推移したことにより雪解けが進まず、農作業の遅れが大変心配されます。

3月に第1回定例会が開催され、平成24年度予算を審議して原案のとおり決まりました。

一般会計では前年比1・5%減の43億8,300万円、5特別会計と水道事業会計を含めた総額では同1・1%増の69億1,066万4千円であります。

特に今年は耐震診断の結果建て替えるが必要な福祉会館と、老朽化が著しい文化センターの両機能を併せ持った多目的施設の25年度建設に向けた設計委託料として3,732万円当麻農協が導入するスイカ選果機械に対して5,000万円などの新規事業と、継続事業で公営住宅も引き続き建設されます。

健全化財政の目的が立ったといっても厳しい財政状況には変わりなく限られた財源を効果的・効率的に活用していくことが必要であります。

春作業の遅れによる焦りが原因の労災事故などには十分に気を付けられ、作業にあたっていただきたいと思えます。

今年こそは穏やかな年で稔りの多い秋を迎えられますようご祈念申し上げます。
(田澤)



委員長 善光英治
副委員長 前田滋
委員 田中光
" " 員 港田英治
田澤港田英治
なぎさ 三千夫勝滋